

少年院法・少年鑑別所法の概要

① 再非行防止に向けた取組の充実

○ 矯正教育の基本的制度の法定化 院

- ・年齢区分の撤廃等の少年院の種類の見直し
- ・矯正教育の目的・内容・方法等の明確化
- ・在院者の特性に応じた計画的・体系的・組織的な矯正教育を実施

○ 社会復帰支援の実施 院

- ・保護観察所との連携の下、帰住先の確保・就労等の支援の実施
- ・出院者や保護者等からの相談に応じることができる制度を導入

○ 少年鑑別所の機能の強化 鑑

- 少年鑑別所に関する独立した法律の制定
- ・専門的知識・技術に基づいた鑑別の実施
- ・在所者の健全な育成のための支援の実施
- ・地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助の実施

② 適切な処遇の実施

○ 少年の権利義務・職員の権限の明確化 院 鑑

- ・外部交通（面会・信書・電話）
- ・規律秩序維持の措置（制止等の措置・手錠の使用・保護室への収容等）
- ・懲戒の内容・手続（少年院のみ）

○ 保健衛生・医療の充実 院 鑑

- ・社会一般の医療水準確保を明確化
- ・運動の機会の保障

○ 不服申立制度の整備 院 鑑

- ・法務大臣に対する救済の申出等の制度の創設

③ 社会に開かれた施設運営の推進

○ 施設運営の透明性の確保 院 鑑

- ・視察委員会の設置
- ・意見聴取・参観

少年の健全育成を期し、改善更生と円滑な社会復帰を実現